

別添 1 地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES 制度概要

令和 8 年 8 月 7 日

内閣府 地方創生推進室
内閣官房 地域未来戦略本部事務局
デジタル行財政改革会議事務局

目次

1. 「地域未来交付金」の概要（P.2）
2. デジタル実装型 TYPESの制度概要・共通要件（P.5）
3. デジタル実装型 TYPESのスケジュール（P.16）

1.「地域未来交付金」の概要



地域未来交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和7年度補正予算額 1,000.0億円

事業概要・目的

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

事業イメージ・具体例

○対象事業

地域未来推進型

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かすため、地方公共団体による地域独自の取組を後押し。



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。



書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療

地域防災緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要な関連インフラの整備を支援。

資金の流れ



交付金



都道府県
市区町村

※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

期待される効果

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

デジタル実装型：制度概要

目的

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援

概要

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）に限り支援

【TYPEA】地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援

【TYPEV】デジタル公共財又は新興型デジタル公共財（※）を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援

※デジタル公共財：デジタル庁が提供又は推奨するシステム又はサービス（データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部など）

※新興型デジタル公共財：AIを高度に活用するサービスやマイナンバーカードを新しい用途で利用するシステム又はサービス、NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス

【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援

共通要件

① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む

② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

<TYPE別の内容>

**デジタル行財政
改革特化型
【TYPE S】**

「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援

国費： **2.25億円**
補助率： **3/4**
+ 標準仕様策定等支援

**先進的デジタル
公共財活用型
【TYPE V】**

デジタル公共財又は新興型デジタル公共財を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援
特に、都道府県が主導して域内の基礎自治体と広域で連携して取り組む事業等を優先的に支援

国費： **4億円**
補助率： **2/3**

**地域住民等
利用推進型
【TYPE A】**

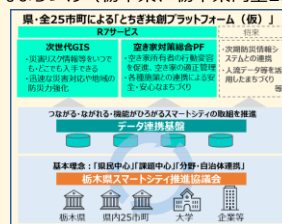
地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援

国費： **1億円**
補助率： **1/2**

<対象事業（一例）>

【TYPE V】

県・全25市町による「とちぎ共創プラットフォーム（仮）」による安全・安心なまちづくり（栃木県、栃木県内全25市町）



【TYPE A】



(注) デジタル実装型においては、地方公共団体の業務効率化が主目的とみられる事業は対象外

2.デジタル実装型 TYPESの 制度概要・共通要件



デジタル実装型TYPES（デジタル行財政改革特化型）概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- 具体分野及びサービスは、デジタル行財政改革会議事務局が**主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組**を補助対象とする（※各府省における実証等の補助金がある場合は対象外）。
- 審査に関しては、デジタル行財政改革会議事務局の**各分野を所管するチームと連携し、選定予定**。執行段階においても、EBPMや利用者起点の観点から、調査・支援を実施。

デジタル行財政改革の基本的考え方

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
 2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
 3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。
- これらにより、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立

主な改革分野



<費用スキーム>

事業費上限 **3** 億円（国費上限2.25億円）

3/4補助
行財政改革プロジェクト推進費用

主な改革分野のうち
計 **4** 件程度を想定

※基準を満たすものがなければ0件

委託調査費：**1** 億円程度
+ 標準仕様策定等支援 =

最大上限
10 億円程度
のウェイトを想定

※国費ベース

デジタル実装型TYPES 募集プロジェクト一覧

今回TYPESにおいては、デジタル行財政改革会議事務局が定める、以下3つのプロジェクトに参画を希望する地方公共団体を募集いたします。**（8/7 教育・子育てプロジェクト「学校保健のDXに向けた基盤を活用した学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現」再募集）**

	分野	プロジェクト名
1	教育・子育て	学校保健のDXに向けた基盤を活用した学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現 (再募集)
2	交通	自動運転の事業化を支援するためのデジタル基盤の構築
3	医療	「救急医療情報連携プラットフォーム」を活用したマイナ救急連携、医療者間情報連携等の実現

（※）交通、医療分野は今回、募集対象外となります。

デジタル実装型TYPESの要件

交付対象者

地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。

申請上限数

都道府県・市区町村いずれもデジタル実装型の申請上限数の枠外

共通要件

- ① **将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革会議事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの**
国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の構築を持続可能な行財政基盤につなげる観点から、利便性の向上に加えて、業務効率化や財政改革の効果が見込まれること
- ② **利用者起点に加え業務効率化や財政改革の観点でKPI設定、モニタリング、効果測定を行い報告すること**
当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることについて、事業執行の中で（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービス提供や利用等の執行状況、事業効果の発現）計測するためのKPIを設定していること
- ③ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**
事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること
- ④ **実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）で実装すること**

デジタル実装型TYPESの要件

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPES	3/4	1 事業あたり国費2.25億円（交付対象事業費ベース 3 億円）

地方負担

- デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

その他

- 令和 8 年度中に国が別途実施する「利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業」において、TYPESの採択団体に対し、サービスデザイン及びEBPMの観点から標準仕様策定等の支援を行う。当該事業の実施にあたり、委託事業者及びデジタル行財政改革会議事務局と連携してプロジェクトを実施すること。

【関連事業】利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業（委託調査費）

概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に基づき、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**の推進にあたっては、**利用者起点／EBPMの考え方に沿った形で実証・検証を行う必要**。
- **TYPESの効果的な実施のため**、公共性の高い分野における基礎的な調査・分析を行いつつ、**支援対象となる各PJについて、利用者起点のサービスデザイン／EBPMの観点から、標準仕様策定等の支援を行い**、サービスの質の向上にとどまらず、業務効率化や財政改革につなげていく。

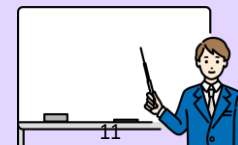
利用者起点のサービスデザインアプローチ

- ✓ 住民（利用者）の現状の課題整理・分析を行い、地域内でのマーケットニーズやターゲット像の深堀
 - ✓ サービスの確実な普及・定着を見据えた住民（利用者）への周知や、住民へのきめ細やかな利用サポート体制の構築に向けた検討
 - ✓ サービスの質向上や拡充に向けた、事業実施上の課題・論点整理
- ⇒ 住民に寄り添い、利用者起点での**地域の課題解決に繋がるサービスの在り方を検討**



EBPM推進に向けた調査、標準仕様策定等支援

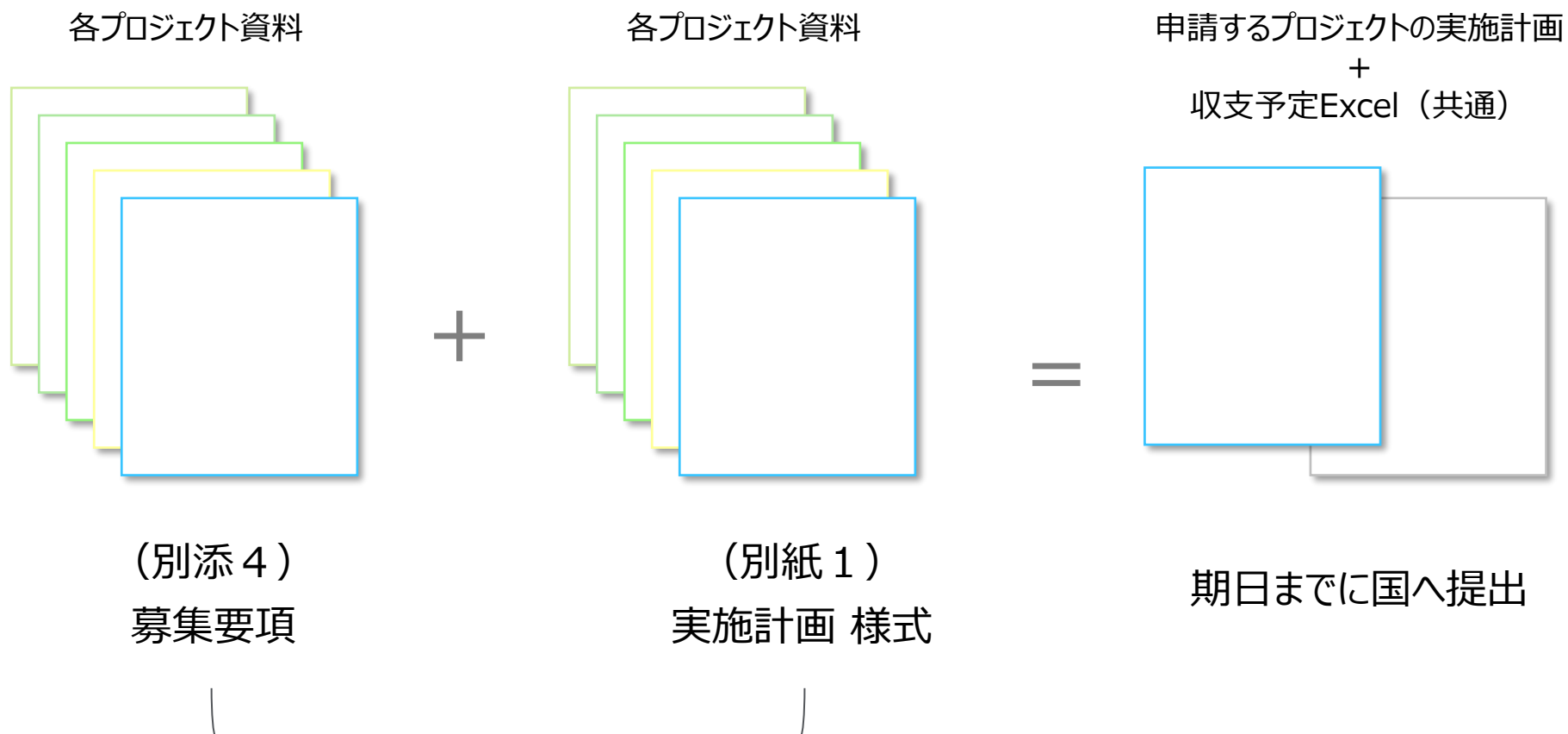
- ✓ 事業設計・執行の各段階（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービスの利用状況、事業効果の見える化）におけるKPI群の提案
 - ✓ データソースの特定、データの収集・分析・モニタリング・効果測定を行うための仕組み構築
- ⇒ EBPMの手法に基づき、**業務効率化・財政改革につながるよう標準仕様策定等**を行い、持続可能なデジタル行財政基盤を構築



TYPESによる先導的取組を横断的かつ効果的に支援するため、医療・教育等の公益性の高い分野におけるデータ利活用・データ連携基盤構築に向けた基礎的な調査・分析等を行う。

デジタル実装型TYPESの申請手順

TYPESは、TYPEA/Vとは異なり、各募集プロジェクトごとに要件・様式・評価基準が異なります。申請を希望する各プロジェクトの資料を熟読したうえで、実施計画等を作成願います。なお、交付決定のスケジュールがTYPEA/Vとは異なりますのでご注意ください。また、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。



各プロジェクトによって要件や様式項目が
異なりますので対応するものをご確認ください

デジタル実装型TYPES（対象経費）

対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。
- サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

経費の具体例

- 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI取得に係るアンケート調査等）に要する経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- 複数年契約に基づく経費（交付金事業の実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日）内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能であり、実装計画期間及び運営計画期間のものに限る。交付金事業の実装計画期間内に完了確認の根拠を示せない経費については対象経費に含めることはできない）

デジタル実装型TYPES（対象経費）

対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみ止まる事業の経費は対象外である。
- 本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外については「対象経費」を参照）。
- サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

QA等にも記載しているとおり、以下の例は**対象外経費**となりますので注意願います。

なお、当該事象は**過去の会計検査院による決算検査報告において不当事項として報告されています**。

申請にあたっては対象外経費が含まれないよう、十分注意してください。

対象外となる例①

➤ ランニングコストを実施計画期間を超えて計上しているケース

実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提ですが、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するもので、かつ交付金事業の実装計画期間内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能な場合には、実装計画期間を含めて令和10年度末までの経費に限って対象経費に含めることが可能としています。

万が一、5年間の保守パック等を契約し、当該経費を交付対象として計上している場合は、実施計画期間を超過する部分（4年目、5年目）は精算対象外となります。

対象外となる例②

➤ 交付決定前に事業に着手しているケース

本交付金は、交付決定日より前の事前着手は認められません。また、交付対象事業について交付決定日より前に、支出負担行為にあたる契約の締結を行うことはできません。

交付決定日より前に契約を行っている事業は、たとえ交付決定日以降の経費を計上した場合であっても、当該契約において行う事業ごと精算対象外となります。

過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

本交付金においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条および交付要綱 第13条により、実績報告を提出いただくこととなっています。

実績報告では、交付金事業の実装計画期間内（交付決定日から翌年の3月31日）に成果を確認し完了した事業に係る経費を報告いただくことが前提となっていますが、一部の地方公共団体で実装計画期間内に完了の確認ができていないにもかかわらず事業にかかる経費として報告されているケースがある旨、会計検査院より指摘を受けています。実績報告においては、必ず**事業の完了を確認**の上、報告してください。

複数年度にわたるランニングコストを初年度に一括して費用計上している場合においても、同様に実装計画期間内に成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明できない経費については交付対象経費として計上できませんので、改めて地方公共団体内での取り扱い等をご確認いただき、今後説明を求められた際には**明確な根拠**を示せるようご準備をお願いします。

申請に当たっては、完了確認の根拠を示せない経費について対象経費に含めることのないようにしてください。

※代金の前払をもって事業の完了とみなすことはできず、実績報告書に記載すべき交付金事業の成果は、具体的に給付を受けた役務の提供、サービスの提供等の内容について履行完了の確認ができた分までとなります。

【参考】

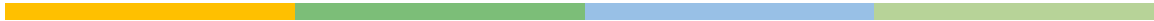
■ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 （実績報告）

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

■ 地方自治法 （契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

3. デジタル実装型 TYPESの スケジュール



TYPESのスケジュール（R7補正・再募集）

- R7補正のTYPESプロジェクトのうち、「教育・子育て：学校保健のDXに向けた基盤を活用した学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現」は、申請団体がいなかったため、以下のスケジュールにて再募集を実施いたします。

項目		TYPES（再募集）
事前相談	開始日	8月17日（月）
	締切日	8月21日（金） 13時
実施計画	開始日	8月24日（月）
	締切日	8月28日（金） 13時
審査期間		9月上旬
交付決定		10月中旬

（※）再募集において、自治体向け説明会は実施しません。

<地域未来交付金 デジタル実装型 制度全般>

内閣府 地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局

担当：山内、角田、森川、赤田、富永、滝野、城地（担当参事官：尾川 豊）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

<地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES>

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

担当：勝本、田中（担当参事官：小中 章雄）

Eメール：types.h8m@cas.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。

学校保健のDXに向けた基盤を活用した 学校・保護者及び医療機関間の データ連携の実現【募集要項】



1. 事業の位置づけ

学校保健に係る一連の手続きについて、令和7年度に国で構築した仕組み（PMH-Web）を中心としたデータ連携基盤を実運用環境へ発展させることを目的とし、新たに、学校の校務支援システムや医療機関システムとPMH（Public Medical Hub）とのAPI連携や、実際のデータを用いた効果検証を通じて、関係者の負担軽減効果の精緻化及び必要な仕様案・標準案の策定を行うものである。

令和7年度の検証を踏まえ、令和8年度においては、実際の業務・実際のデータを用いた検証を通じて、全国展開を見据えた制度的・技術的課題の整理を行う。また、現場で使用されている環境を前提として、システム間の自動連携基盤の構築に着手し、全国展開に向けた先行モデルを形成する。

2. 事業の特徴【新規性】

本募集要項に記載する要件はすべて必須とする。その上で、本事業は以下の**実施区分（A又はB）のいずれかを必ず選択して**実施するものとする。なお、A区分及びB区分の両方を実施する場合は加点評価の対象とする。

2-1 実施区分

A区分：API連携型（校務API必須、医療API任意）

校務支援システムとPMH-WebとのAPI連携を実装することを必須とする。

ただし、医療機関システムとPMH-WebとのAPI連携は任意とする。

- ・API連携の方式、範囲、連携対象データ項目は実施計画書において具体的に明示すること。
- ・校務支援システムがオンプレミス型等であり、API連携の実装が困難な場合は、B区分を選択すること。

B区分：実データ活用型

本事業は、効果検証用のデモデータではなく、**実際の業務に基づくデータ（実データ）**を用いて実施すること。

対象データには、少なくとも次の項目を含むものとする。

- ・ 健康診断結果
- ・ 受診勧告書・受診結果
- ・ アレルギーに関する情報（学校生活管理指導表等）

※ 個人情報の取扱いについては、関係法令及びガイドラインを遵守し、適切な安全管理措置を講じること。

（加点事項）保護者参加

参加施設（学校）に在籍する児童生徒の**保護者の参加を確保して検証を実施する場合は、加点評価の対象**とする。保護者は試行的な「モニター」としてではなく、実際の学校健診・受診勧告等の手続に基づく利用主体として参加すること。協力体制の確保方法（同意取得方法、説明方法等）については、実施計画書において明示すること

学校保健においては、書面を前提とした手続きもあり、関係者の**手書きや書面授受の負担**が生じるほか、（予防接種記録やアレルギー疾患など）こどもの支援に**必要な情報共有の更なる効率化**が求められる。

「学校保健」に係る手続きに関する課題

Point

- 市町村独自様式の書面を前提とした手続きがあり、手書きの作業や書面の授受などの負担が生じる
- 母子保健や地域医療との間で、システムやデータが必ずしも連携していないことなどにより

学校、保護者、医療機関それぞれに手続き上の負担や非効率が生じている

イメージ例

学校では、



- ✓ 全校生徒分の**紙の保健調査票を管理**し、必要時に**学年・クラスごとに配布**（※毎年、同一の調査票に追記するため、各児童生徒への正確な配布が必要）
- ✓ **感染症発生等の危機対応**にも、過去の予防接種記録や母子保健情報の共有が重要

保護者は、



- ✓ 保健調査票等への**手書きでの回答**が負担。**予防接種記録等の転記ミス**が生じる恐れもある
- ✓ 健康診断後の診断結果や受診勧告が紙で配布されることで、**紛失のリスク**がある

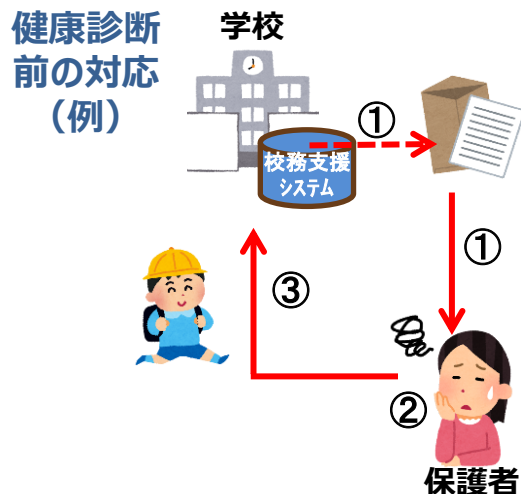
医療機関は、



- ✓ **紙の健康診断結果等の確認**や**受診勧告書への手書き記入**が負担
- ✓ アレルギー疾患に係る情報などを直接学校に提供する仕組みが無いことで、**学校との連携が取りにくい**場合があるという懸念も

各種事務手続きのデジタル完結・ワンスオンリーを実現し、保護者や学校、医療機関の事務的な負担を軽減するとともに、**学校と地域の医療機関が情報共有**することで、適切な学び支援と切れ目ないケアを実現する。

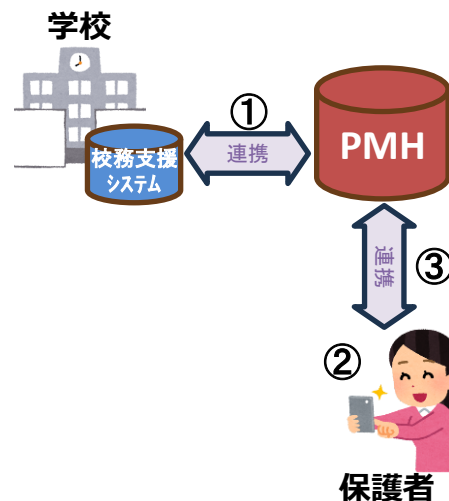
As is



保健調査票など

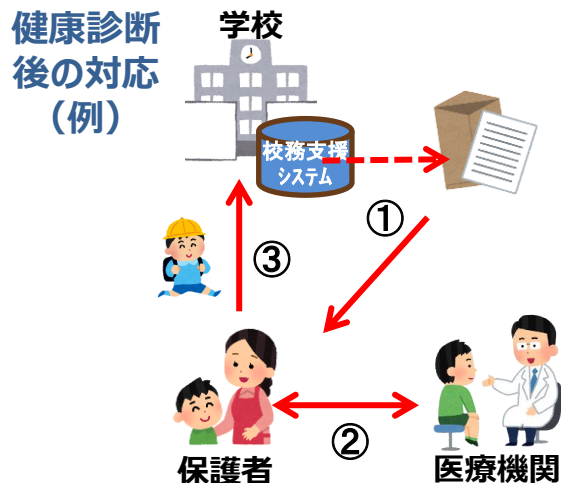
- ①学校での準備・配布**
紙の保健調査票や問診票を保護者に配布。
※毎年、同一の調査票に追記するため、各児童生徒への正確な配布が必要
- ②手書きでの記入**
保健調査票等に手書きで記入。過去の疾病や予防接種記録等の転記ミスが生じるおそれ。
- ③学校に紙で持参**
こどもが学校に持参。タイムラグや、紛失リスクが懸念。

To be



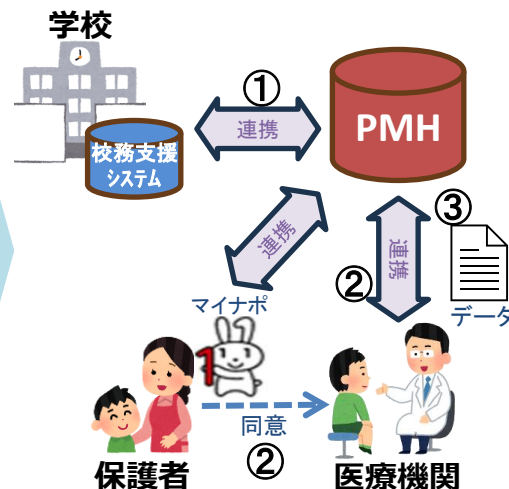
保健調査票など デジタルで入力完結

- ①学校からの配布**
保健調査票等のデジタル化を図り、校務支援システム・PMH経由で配布。
- ②保護者の記入**
オンラインで入力負担を軽減。予防接種記録などはPMH内のデータ共有での対応も可能に。
- ③学校への提出**
オンラインで提出。タイムラグや紛失リスクを解消。



結果、受診勧告など

- ①学校から紙で配布**
学校健康診断の健診結果、受診勧告書を紙で印刷・児童生徒経由で保護者に配布。
- ②医師に紙で提示・記入**
保護者は、受診勧告書、健診結果を医療機関に持参。医師は受診結果を記入。
- ③学校に紙で持参**
受診結果を記入した書面を、こどもが学校に持参。

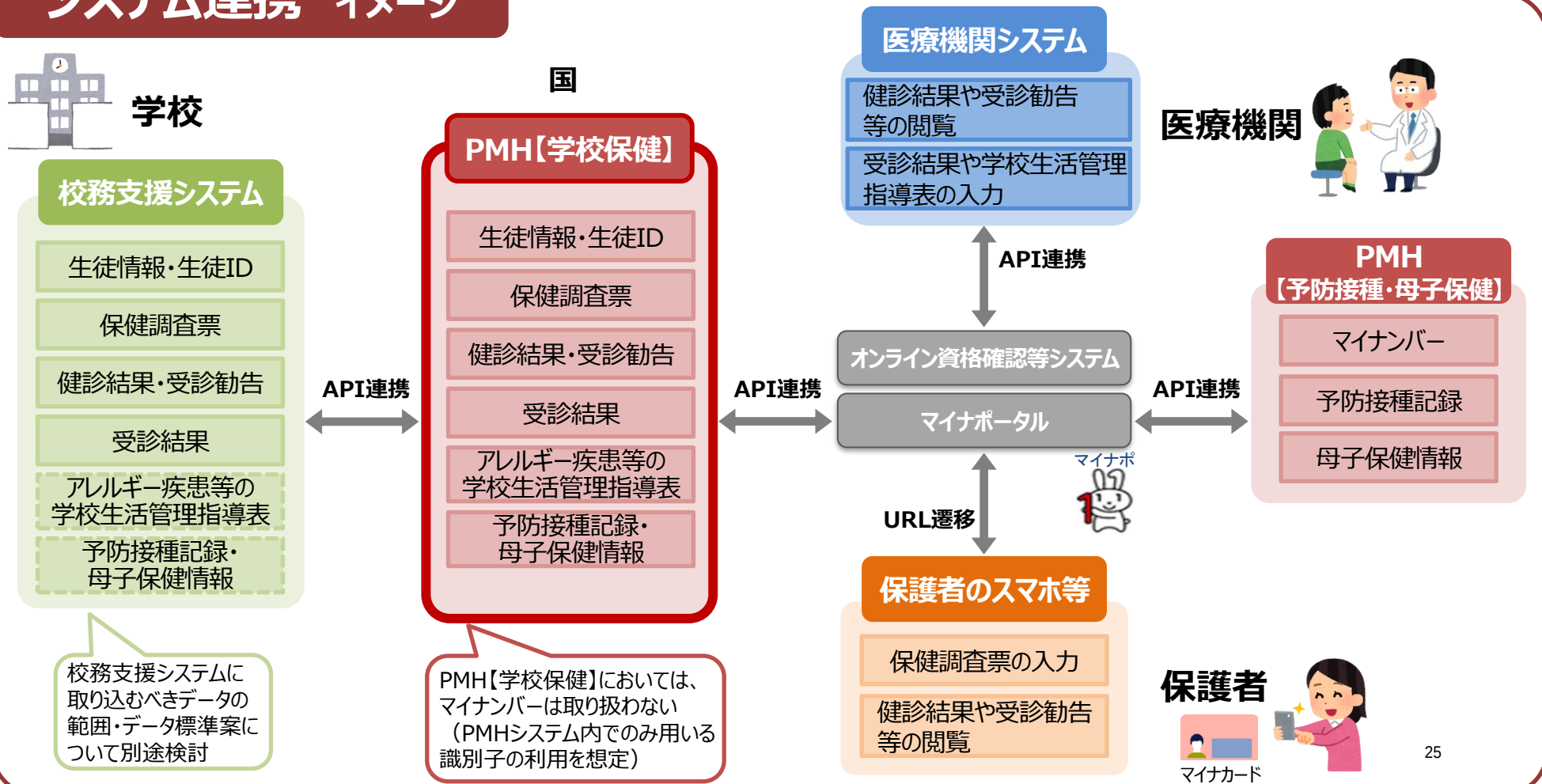


結果、受診勧告など 医療機関含め共有

- ①学校からの配布**
健診結果、受診勧告をPMH・マイナポータル経由で保護者に共有。
- ②医師への提示・記入**
保護者の希望（同意）を踏まえ、受診勧告、健診結果を医療機関にデータで共有。
- ③学校への提出**
受診結果はデータで学校に提出。

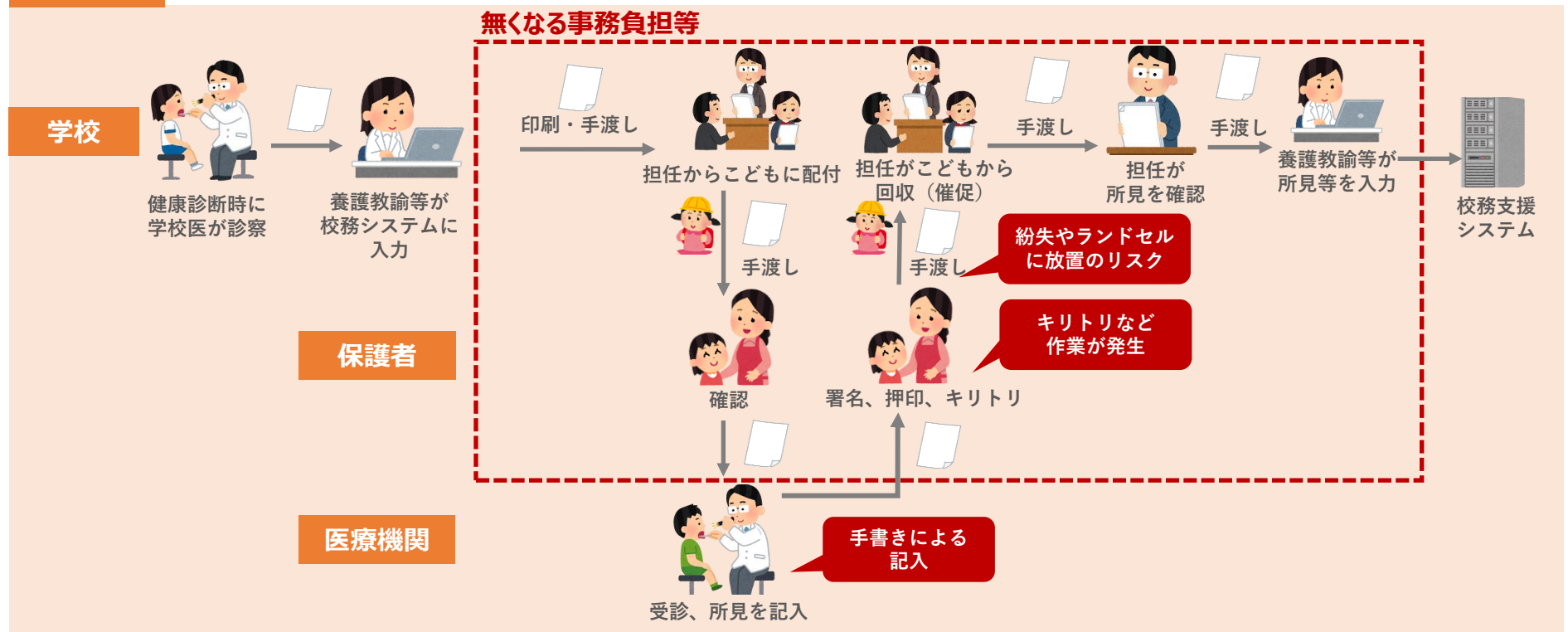
予防接種・母子保健等の分野において、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤として整備が進められている **PMH（Public Medical Hub）を学校保健に拡張**し、校務支援システムや医療機関システム、マイナポータル等と連携することで、**各種手続のデジタル完結・ワンズオンリー**と**学校・地域医療機関の情報共有**を併せて実現する。

システム連携 イメージ



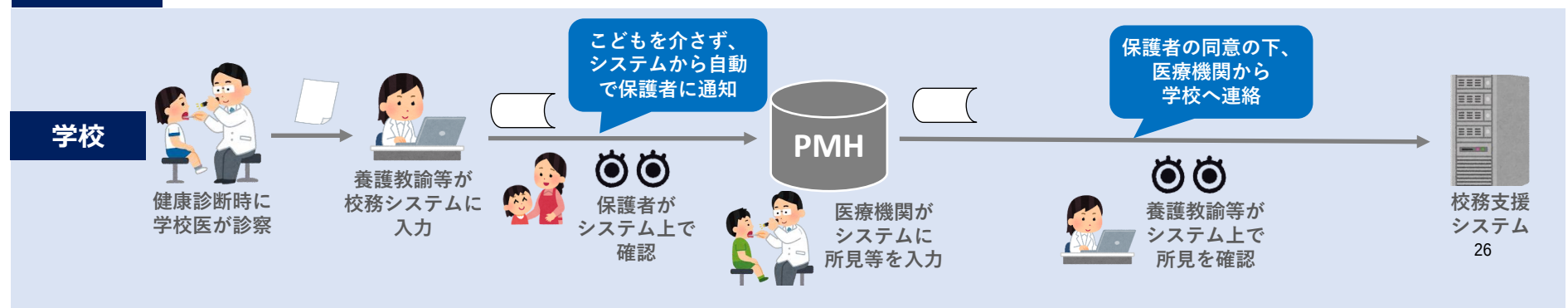
As is

紙による「受診勧告書」の配付・回収の流れ



To be

デジタル化した「受診勧告書」をPMH【学校保健】で共有する仕組みを導入



TYPESにおける事業の範囲（R8）

- ◆ 学校保健のDXに向けたデータ連携基盤の構築に向けて、**各種手続のデジタル化による事務負担の削減効果の効果検証**を行う。
- ◆ このため、**実施自治体は、学校・医療機関・保護者の参加を得て、学校保健に係る一連の手続きを、学校・保護者・医療機関向けのポータル（PMH-Web）と連携して行い、その効果検証を行う。**なお、PMH-Webは国において整備して提供する。
- ◆ 本事業の成果を踏まえて全国展開や国における基盤構築の方針を検討することとし、国の各種基盤であるPMH（予防接種・母子保健）、マイナポータル、オンライン資格確認等システム等との連携・改修は行わない。※P.5参照

事業 イメージ

※健診結果、受診結果、予防接種記録等については実データを利用

- 複数要素認証を経てPMH-Webの医療機関向けポータルにログイン
- 既存のPMH向け医療機関端末の活用等を想定

複数の医療機関

医療機関



検証においては国の各種基盤の利用・改修は行わない

複数の公立小・中
（各2校程度）
学校

ポータル
（国において提供）

PMH-Web

API連携
又は画面閲覧

API連携
又は画面入力

医療機関システム
（タブレット端末等の利用も）

健診結果や受診勧告
の閲覧
受診結果や学校生活
管理指導表の入力

保護者のスマホ

保健調査票の入力
健診結果や受診勧告、
受診結果等の閲覧

画面入力
画面閲覧

校務支援システム

生徒基本情報・生徒ID
の登録
保健調査票の閲覧
健診結果・受診勧告の
登録
受診結果・学校生活
管理指導表の閲覧
予防接種記録・
母子保健情報の閲覧

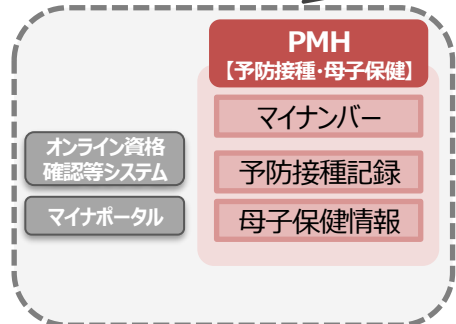
API連携
又は画面入力

API連携
又は画面閲覧

- クラウド型校務支援システムの利用が望ましい
- 校務支援システムが既に有しているデータ項目・様式はファイル連携し、その他のデータはPMH-Webのポータル画面から入力
- 保健調査票や受診結果等はPMH-Webのポータル画面で閲覧

- 実証用プロトタイプを、国において提供
- 学校・保護者・医療機関向けに
入力・閲覧用画面を提供
- 保健調査票の様式は直接登録

- こどものマイナンバーカード（又はテスト用の
ダミーカード）を用いて、デジタル認証アプリ
による本人確認を経てPMH-Webの保護者
向けポータルにログイン



参加保護者
各校30名程度

保護者



こどものマイナンバーカード
（又はテスト用ダミーカード） 27

TYPESにおいて、国とともに、先行実装に取り組む自治体を募集 します

学校健診等に係る事務負担の軽減や、学校と医療機関の情報共有による切れ目のないケア等の実現に向けて一緒に取り組みましょう。



TYPES【学校保健のDXに向けた基盤を活用した【学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現】に取り組む実施自治体においては、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

1. 事業の対象主体（P.10－11）

- （1）学校
- （2）保護者（児童生徒）
- （3）医療機関

域内の複数の学校や医療機関、モニターとしての保護者の方々に検証に参加いただき、

2. 事業において実装するシステム（P.13-15）

- （1）校務支援システム
- （2）医療機関システム
- （3）保護者アプリ等
- （4）PMH-Web

従来紙で行っていた学校保健に係る一連の手続きを、オンライン・ワンスオンリーで行うことのできる環境を構築し、

3. 事業における検証項目（P.16－17）

- （1）システム検証
- （2）効果検証

養護教諭や保護者、医師等実際に利用してもらうことで、導入効果等を検証し、

4. 事業の成果物（P.18）

その成果として、事業報告書を作成いただきます。

5. その他（P.19）

1. 事業の対象主体

（1）学校

- 次に掲げる学校を参加施設とする。参加施設である学校は、保護者にモニターとして参加いただき、当該学校の養護教諭等において、国が提供するPMH-Web及び校務支援システムを利用し、学校保健に係る調査票の発出、健康診断結果の提供、受診勧告書の発出、受診結果、予防接種記録等の確認に係る一連の手続を実施いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

A区分を選択する場合：API連携を実装すること。

B区分を選択する場合：対象データについて実データを用いること。

保護者の参加を確保して検証する場合は、加点評価の対象とする。

【参加施設】

基礎自治体域内の複数の公立小学校・中学校 ※より多くの学校が検証に参加する場合を高く評価します。

（2）保護者（児童生徒）

- 次に掲げる保護者を参加モニターとする。P.14に定める保護者アプリ等を利用して、学校保健に係る調査票等への記入、健康診断結果や受診勧告書の確認及びこれらの医療機関への提供に対する同意、受診結果等の確認及び一連の手続について、スマートフォン等から実施いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。
- B区分を選択する場合は、実際の学校健診・受診勧告等の手続に基づく実データを用いること。

【参加モニター】

（1）の参加施設である学校の保護者：合計60名以上

（各校ごとの人数は学校規模に応じて設定可。保護者の確保が難しい場合はモニターにすることも可）

※保護者が参加する形で検証を実施する場合は、高く評価します。

※より多くの保護者が検証に参加する場合も、高く評価とします。

（３）医療機関

- 次に掲げる医療機関を参加機関とする。参加機関である医療機関は、国が提供するPMH-Web及びP.14に定める医療機関システムを利用して、保護者（の児童生徒）を対象に、学校保健に係る健康診断結果や受診勧告書の確認及びこれらの提供に係る本人同意の取得、受診結果やアレルギーに関する情報（学校生活管理指導表等）の提出といった一連の手続について、実施いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

A区分を選択する場合は、医療機関システムとPMH-WebとのAPI連携の実装は任意とする。

B区分を選択する場合は、実データを用いること。

【参加機関】

①基礎自治体域内の内科、小児科、眼科、耳鼻科、歯科等の複数の医療機関

※より多くの医療機関が検証に参加する場合を高く評価します。

学校保健に関して保護者や医師が記載・提出する書類の例

書類	関係規定等	主な記入項目
保健調査票	学校保健安全法施行規則第11条	- 過去の疾病・予防接種歴 ・結核について - 健康状態（内科、皮膚科、耳鼻科、眼科、歯科、整形外科等） - 受診する医療機関、アレルギー疾患・常備薬等
		腰、肩、脚等の状態、受診状況等
		耳、鼻、のどの状態、受診状況等
		口の状態等
		結核性の病気経験の有無、家族や同居人の結核罹患有無等
健康診断結果を踏まえた 病院の受診報告	日本学校保健会でひな型作成	主治医の報告 ※健康診断結果に応じて受診した際に、その通知書の記載に応じて 所見欄に医師が記入
アレルギーに関する調査票	文部科学省局長通知 「今後の学校給食における食物アレルギー 対応について」（25文科ス第713号）	- 食物アレルギー等の有無 - 学校における対応の要否
学校生活管理指導表 （アレルギー疾患用）	日本学校保健会でひな型作成	- 病型、原因食物・処方薬等の治療 - 学校生活上の留意点 - 緊急連絡先 ※ 受診の上、管理が必要な者のみ提出 ※ 医師が記載

（１）校務支援システム

- 次に掲げる機能・要件を充たす校務支援システムを提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【校務支援システムが充たすべき機能・要件】

- ①パブリッククラウドベースの校務支援システムであること※
- ②校務支援システムにおいて現に保持している生徒基本情報や生徒ID、健康診断結果等について、xml、CSV形式等でファイルをPMH-Webに連携できるものであること
- ③PMH-Webの学校向け入力・閲覧画面に、URLリンクで遷移できるものであること
(※校務支援システムからのアクセスが難しい場合には、別端末（タブレット等）からアクセスする方法も可とする。)
- ④TYPESの効果検証開始時（令和９年１月を想定）までに、上記の機能・要件を実装できること

※パブリッククラウドベースの校務支援システムの利用が難しい場合、オンプレミスベースの校務支援システムから、中継サーバを介する方法やUSBの利用等により、PMH-Webに連携する方法も可とする（その場合、P.2のB区分を選択すること）。

- 実施自治体及び校務支援システムを提供する民間事業者においては、国におけるPMH-Webの構築に関し、保健調査票や問診票、受診勧告書等の各種帳票の様式や、校務支援システムにおいて現に保持しているデータ項目等に関する情報の提供等の協力が求められます。

【生徒IDについて】

- 教育分野におけるID管理の実現方策については、国において検討が進められているところであり、本取組を踏まえて、将来的にPMH【学校保健】を整備し、全国的に展開することとなった場合においては、その時点における国としての方針に即したIDを利用することを想定している。
- 本取組における生徒IDは、あくまでも検証段階において、参加モニターである保護者の児童生徒を特定するための識別子としてPMH-Webにおけるデータ管理のために用いるものであり、実施自治体内又は参加施設である学校内において児童生徒を一意に特定できる識別子であれば足り、校務支援システムにおいて発行・管理できるものであることが求められる。
- 具体的には、例えば、GIGAアカウント、UUID、学校健診PHRの付番ルールに基づくIDといった既存のIDや、「学校コード＋学年・学級番号・整理番号（出席番号）」の組合せを生徒IDとして使うことが考えられるが、参加施設である学校が利用する校務支援システムの機能等も踏まえ、実施自治体の判断において適切と考える生徒IDを利用することとする。

（２）医療機関システム

- 次に掲げる機能・要件を充たす医療機関システムを提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【医療機関システムが充たすべき機能・要件】

- ①PMH-Webの医療機関向け入力・閲覧画面に複数要素認証でログインできるものであること
- ②「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン1.1版」に準拠したものであること
- ③「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠すること
- ④TYPESの効果検証開始時（令和9年1月を想定）までに、上記の機能・要件を実装できると

※母子保健アプリなど既存のPMH向け医療機関端末が参加医療機関に既に導入されている場合等には、その拡張による活用を想定。未導入の場合等には、PMH-Web側で入力・閲覧機能をすべて持つ形とし、医療機関に対してログイン可能なタブレットを貸与する形で国において対応することも検討。

（３）保護者アプリ等

- 次に掲げる機能・要件を充たすアプリ等がインストールされたスマートフォン等を、参加モニターである保護者が利用して、本事業を実施することが求められます。

【保護者アプリ等が充たすべき機能・要件】

- ①URLリンクによりPMH-Webの保護者向け入力・閲覧画面に遷移できるウェブブラウザアプリ
- ②デジタル庁が提供するデジタル認証アプリ（こどものマイナンバーカード又はテスト用のダミーカードを用いて本人確認を実施）
- ③PMH-Webからのお知らせメッセージを受信することのできるメールソフト

※①デモ用のスマートフォン等を参加モニターに配布して利用いただく方法と、

②参加モニターである保護者の了解の下、保護者本人のスマートフォン等を利用いただく方法、のいずれも認められる。

（４）PMH-Web

- A区分を選択する場合は、TYPESの効果検証開始時（令和８年度第４四半期を想定）までに、PMH-Webについて、校務支援システムや医療機関システムと連携するために必要な改修を、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局及びシステムを運営する事業者と連携して実施することが求められます。

【PMH-Webの改修範囲及び役割分担について】

● 改修内容

PMH-Webの改修は、次の範囲に限り実施する。

- ① API連携対応
- ② 実データ利用に伴うセキュリティ対応
- ③ 帳票項目のカスタマイズ対応

● 改修主体

PMH-Webの改修は、国及びシステム運営事業者が実施するものとし、実施自治体は必要な仕様情報の提供及び動作確認に協力する。

● 費用負担

PMH-Webの改修に係る費用は国において負担する。

校務支援システム側及び医療機関システム側の改修費用は実施自治体の事業経費に含めるものとする。

3. 事業における検証項目

（１）システム検証

- 本事業を通じて、新たに構築するPMH-Webについて動作検証を行うとともに、各システム間の接続に関する動作検証を行うことが求められます。

【検証すべきシステム項目】

- ①PMH-Webの動作検証（※API連携を行った場合）
- ②PMH-Webと校務支援システムの接続に関する動作検証（※API連携を行った場合）
- ③PMH-Webと医療機関システムの接続に関する動作検証（※API連携を行った場合）
- ④PMH-Webと保護者アプリ等の接続に関する動作検証

- 本事業の成果を踏まえて、国において学校保健のDXに向けたデータ連携基盤の構築に向けた検討を進める際に費用試算の参考とするため、本事業におけるシステム構築に要する費用の見積もり等の提出を求めることがあります。

（２）効果検証

- 本事業による効果検証として、参加モニターや参加施設・機関へのアンケート調査の実施等を通じて、次ページに掲げるKPIの各項目について、計測し、報告することが求められます。
- 次ページに示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となります。
- 本事業において構築した環境を用いて令和9年度及び10年度において継続して事業を実施する場合、令和9年度及び10年度においてもKPIを継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められます。

本事業の効果検証に係るKPI項目

対象	項目	詳細項目	単位
参加施設 (学校)	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%
	ペーパーレスの実現	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される紙の枚数	合計 枚
参加機関 (医療機関)	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%
参加モニター	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%

4. 事業の成果物

（1）実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】

- ①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）
- ②本事業を通じて明らかとなった運用上の課題
- ③全国展開を進める場合の課題

5. その他の要件

（１）事業運営検討会の開催

- 実施自治体においては、本事業の実施にあたり、国（文部科学省、デジタル庁）、本事業に参加する事業者、参加モニター及び参加施設、参加機関の代表、地域の医師会、（一社）APPLIC等の関係者が参加する事業運営検討会を定期的に開催することが求められます。
- あわせて、事業の進捗状況を対外的に公開するためのHPを開設することが求められます。

（２）国の取組への協力

- 実施自治体においては、令和９年度以降、本事業の成果を踏まえて、国として、学校保健のDXに向けたデータ連携基盤の構築に向けた検討や検証を進める際に、本事業で得られた知見の共有や本事業で構築したPMH-Webの活用等の協力を積極的に行うことが求められます。

（３）令和９年度及び10年度における取組

- 実施自治体において、令和９年度及び10年度においても、PMH-Webや校務支援システム等、本事業において構築した環境を用いて、実際の学校健診の場面等において、一連の手続のオンライン・ワンズオンリー化に取り組む場合を優先的に採択します。

※交付金事業の実装計画期間（交付決定日から令和９年３月31日）内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能であり、実装計画期間及び運営計画期間のものに限ります。交付金事業の実装計画期間内に完了確認の根拠を示せない経費については対象経費に含めることはできません。

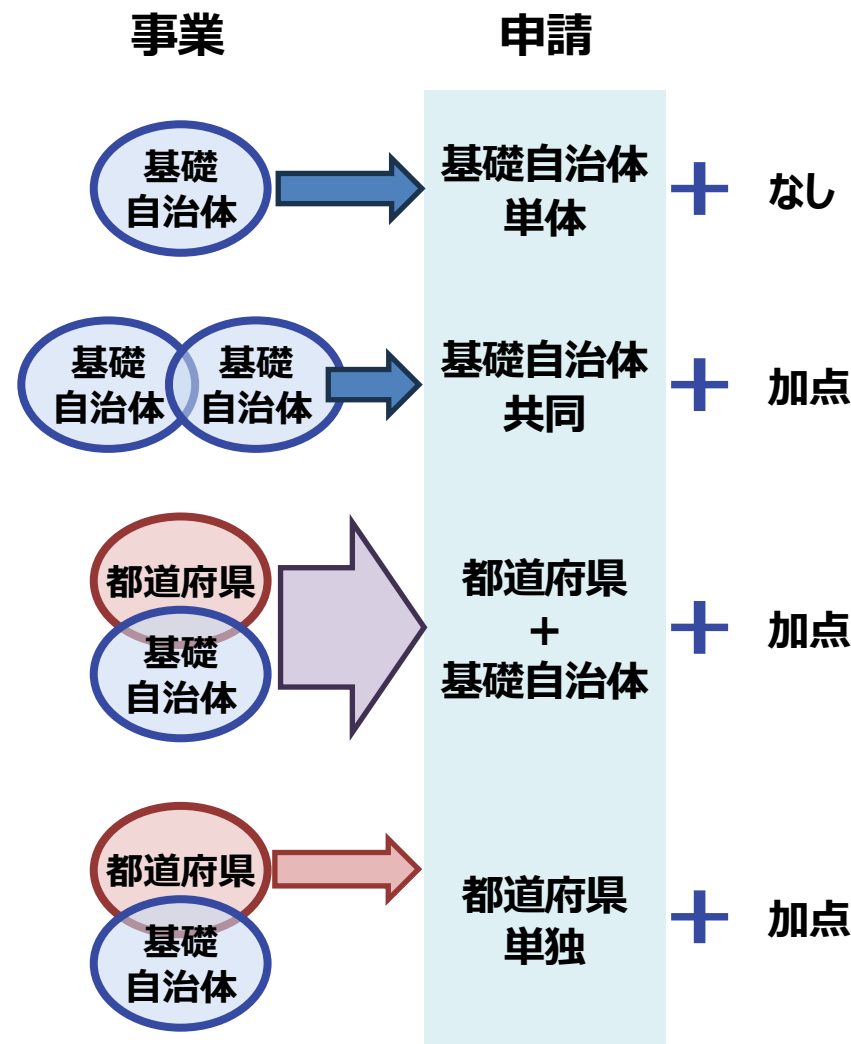
- その場合、令和９年度及び10年度の運営計画を策定するとともに、事業の効果を測定するためのKPIを継続して計測し、国に報告することが求められます。

- 実施自治体は、実施計画書において事業実施スケジュールを具体的に示すことが求められます。
（想定される事業実施スケジュールは以下のとおり）

フェーズ		令和 8 年度				令和 9 年度以降
		1Q	2Q	3Q	4Q	
学校健診スケジュール		学校健診				
PMH-Webの改修			採択	PMH-Web改修	システム運用	国における 検討への協力 継続的な 事業の実施
連携システムの改修	校務支援システム			仕様検討	システム改修	
	医療機関システム			仕様検討	システム改修	
一連の手續の検証					検証 (効果測定)	
取りまとめ					報告書作成 仕様案作成	40

1. 申請単位

- PMH-Webを活用して、本事業を実施する 基礎自治体を募集します。
- 複数の基礎自治体が連携して事業を実施する場合や都道府県が域内の基礎自治体と連携して事業を実施する場合は**加点要素**とします。
- 連携して事業を実施する場合は、連携する自治体による共同申請を基本としますが、都道府県が域内の基礎自治体と連携して事業を実施する場合、都道府県が単独で申請することも認められます。
- 都道府県が単独で申請する場合、基礎自治体から同意を得て、実施計画書の実施体制において当該基礎自治体を明記することが求められます。



	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか (☒ チェックボックスへのチェックにより意思確認)
②	実施区分の選択	P.2に定める実施区分のうち、いずれかを選択しているか
③	参加施設となる学校の確保	P.10に定める参加施設となる学校が具体的に記載されているか
④	参加モニターとなる保護者の確保	P.10に定める参加モニターに関し、参加する保護者の見込数、保護者の参加を促す取組等が具体的に記載されているか
⑤	参加機関となる医療機関の確保	P.11に定める参加機関となる医療機関が具体的に記載されているか
⑥	校務支援システム事業者の参加	P.13に定める校務支援システムを提供する事業者が具体的に記載されているか

	申請要件	確認方法
⑦	医療機関システム事業者の参加	P.14に定める医療機関システムを提供する事業者が具体的に記載されているか
⑧	事業推進体制の確立	参加施設、参加機関、各システム提供事業者、関係団体を含め、事業を推進するための体制が確立されているか
⑨	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制（及び自治体間の連携体制）が確立されているか
⑩	KPIの計測・報告	P.17に定めるKPIについて、計測・報告を行うものであるか
⑪	成果物の開示	P.18に定める成果物の開示に同意するものであるか （ ☒ チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑫	令和9年度以降における国の取組への協力	令和9年度以降における国の取組に対して積極的に協力するものであるか

事業内容

- ・申請者情報
- ・事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- ・成果物の開示に関する同意
- ・令和9年度及び10年度においても事業を継続する場合、その旨の表明

参加主体の確保

- ・参加施設、参加モニター、参加機関の確保（参加する学校名、参加する保護者の見込数・参加を促す取組、参加する医療機関名等）

事業設計の適切性

- ・KPI（各項目について計測・報告する旨の表明、独自項目の設定）

事業推進体制

- ・全体構成（基礎自治体、都道府県、参加施設、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
- ・参加する校務支援システム事業者（事業者名、提供システムの概要、事業参加の同意の有無）
- ・参加する医療機関システム事業者（事業者名、提供システムの概要、事業参加の同意の有無）
- ・自治体の実施体制（関係部門の役割・体制、首長等幹部の関与、（自治体間の連携体制））
- ・事業運営検討会の構成、開催頻度

事業計画（実装計画、運営計画）

- ・実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
- ・運営計画（令和9年度及び10年度の費用見込み及びその財源）

国の取組に向けた協力

- ・本事業の成果を踏まえた、令和9年度以降の国による取組に対する協力の意思、想定される協力内容

評価項目		評価基準	配点
1	実施方法		12
	検証方法	A区分又はB区分の実施 A及びB区分両方の実施	12
2	参加主体の確保		24
①	参加施設の確保	参加する学校数、小・中学校の種類	8
②	参加モニターの確保	参加する保護者の見込数、参加を促す取組	8
③	参加機関の確保	参加する医療機関の数	8
3	事業推進体制		30
①	都道府県の参加	都道府県が本事業に参加するものであるか	8
②	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	8
③	事業推進体制の確立	参加施設、システム提供事業者や関係団体を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	8
④	校務支援システム	PMH-Webに認証連携でシングルサインオンできるものか	6 ⁴⁵

評価項目		評価基準	配点
4	事業設計の適切性		6
①	KPIの適切性	P.17に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	6
5	事業計画		20
①	実装計画	令和8年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	4
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	4
②	運営計画	令和9年度及び10年度も継続して事業を実施する場合、事業の継続実施に要する費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6
		令和9年度及び10年度も継続して事業を実施する場合、事業の継続実施における普及・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6
6	国の取組への協力		8
①	令和9年度以降の国の取組への協力	本事業の成果を踏まえた、令和9年度以降の国による取組に積極的な協力を行う予定であるか	8

学校保健のDXに向けた基盤を活用した 学校・保護者及び医療機関間の データ連携の実現【実施計画（申請様式）】



実施計画作成にあたる留意事項【本スライドは提出前に削除してください】

- 貴団体が該当するパートを必ず確認の上、必要事項を記入し、実施計画はpptxデータで提出すること。
- 各スライドには記入にあたる注意点や参考情報を赤字で記載しております。**赤字は黒字に直した上で**計画を作成願います。また、各ページにある黄色いオブジェクト（例：「記載例」「留意事項」）も参考情報となりますので、内容をご確認いただいた後、同オブジェクトは削除して提出してください。
- 基本的にはスライド内の枠組みを活用のうえ、簡潔に記載いただくことを推奨いたしますが、やむを得ず紙幅が足りない場合は適宜ページを追加願います。
- 複数の基礎自治体が共同で申請する場合又は都道府県が域内の複数の基礎自治体と共同で申請する場合は、主たる申請団体である地方公共団体において、本実施計画を代表して作成し、提出してください。なお、「※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること」と注意書きがあるものについては、スライドをコピーの上、連携する全ての基礎自治体ごとにを作成することが必要です。
- 域内の複数の基礎自治体と連携する都道府県が単独で申請する場合は、当該都道府県において、本実施計画を代表して作成し、提出してください。この場合においても、スライドP. 3 - 6、12-13については、連携する全ての基礎自治体ごとにスライドを作成することが必要です。
- 【別紙 3】実装計画（複数団体申請）に係る事業経費内訳及び運営計画に係る収支予定に、連携する全ての自治体の申請団体情報や事業経費内訳等を記載願います。
- 交付対象事業として採択された場合、本実施計画のスライド及び記載内容について、必要に応じて国の資料等で活用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

事業内容

自治体名	〇〇県〇〇市（申請代表団体）	人口	000,000人	事業費	000,000千円
------	----------------	----	----------	-----	-----------

■ 事業要件の遵守

■ 申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

☐ 地域未来交付金デジタル実装型「TYPES」＜学校保健のDXに向けた基盤を活用した学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現＞「募集要項 P.9-19に定める事業要件を充たす事業を実施すること

■ 実施区分

■ 申請にあたり、以下の実施区分のいずれか選択のうえ取組を行うこと
なお、A区分及びB区分の両方を実施する場合は加点点評価の対象とする。

☐ API連携型

☐ 実データ活用型

■ 成果物の開示

■ 申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

☐ 実施自治体及び受託事業者は、本事業の成果物について、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

■ 令和9年度及び10年度における事業継続の予定の有無 ※該当する場合のみチェック（加点措置）

☐ 令和9年度及び10年度においても、PMH-Webや校務支援システム等、本事業において活用した環境を用いて、実際の学校健診の場面等において、一連の手続のオンライン・ワンスオンリー化に取り組む予定である。

※事業を継続する場合、令和9年度及び10年度の運営計画を策定するとともに、事業の効果を測定するためのKPIを継続して計測し、国に報告を行う必要がある。

※なお、事業を継続する場合を優先的に採択することとしている。

参加主体の確保：学校・保護者【〇〇県□□市】

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること

■ 事業に参加する学校数・保護者数（参加見込を含む）

※「導入状況」においては、申請時点の当該施設の実績を記載してください。
※適宜、行・スライドを追加して記載ください。

（１）学校（公立小・中学校）

学校名	当該参加施設における 校務支援システム導入状況/導入予定	当該参加施設における 事業参加見込保護者数
●●小学校	導入済み	xx名
△△小学校	〇月に導入予定	xx名
●●中学校	..	..
△△中学校	..	..
..		..

（２）合計

類型	参加施設数/ 管内の学校数	事業参加見込保護者数
小学校	xx/xx	xx名
中学校	xx/xx	xx名
（小・中学校）合計	xx/xx	xx名 ※合計60名以上が事業要件

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること

■ 保護者への参加を促す取組

事業に参加する学校の保護者に対し、事業への参加を促すための周知・広報等の取組について、具体的に記載すること。

- (例)
- ・事業周知用リーフレット作成し、学校において配布
 - ・学校におけるイベントにおいて周知
 - ・HPやSNSを活用した周知 等

参加主体の確保：医療機関【〇〇県□□市】

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること

■ 事業に参加する医療機関数（参加見込を含む）

※「導入状況」においては、申請時点の当該医療機関の実績を記載してください。
※適宜 行・スライドを追加して記載ください。

（１）医療機関

医療機関名	運営主体	参加機関における 医療機関システム 導入状況/導入予定	診療科目
●●病院	〇〇法人	導入済み	〇〇科、△△科
△△診療所	個人	〇月に導入予定	..
..	..	..	..

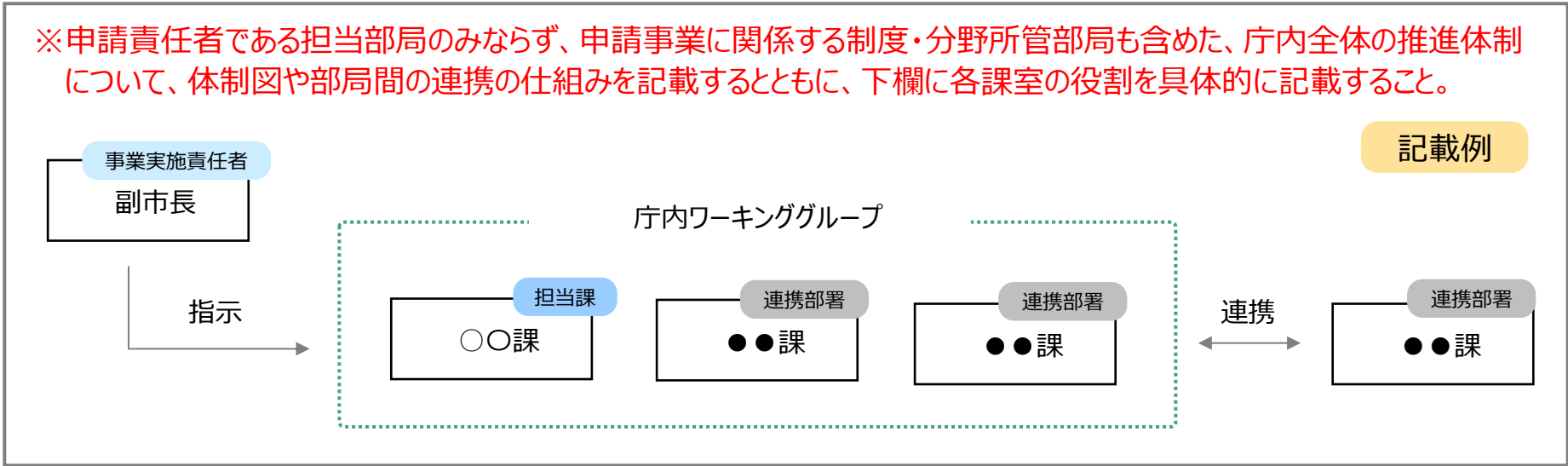
（２）合計

	事業参加 医療機関数
合計（医療機関）	XX

事業推進体制・自治体の推進体制【〇〇県□□市】

■ 庁内の推進体制

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること



【各課室の役割】

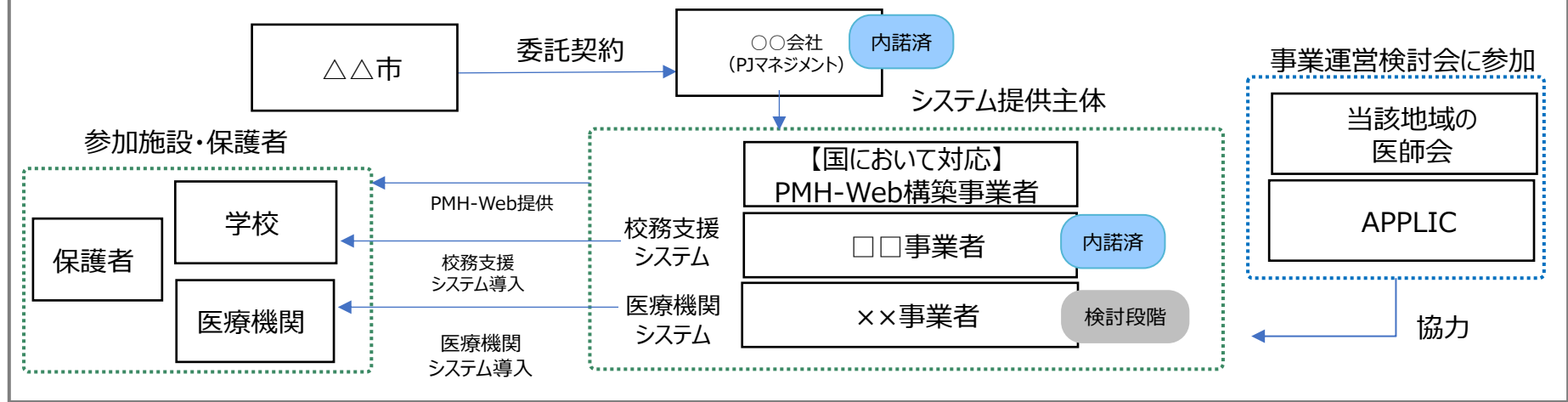
役割	名称	具体的な業務内容
事業実施責任者	役職	・ 例) 事業全体のマネージメント・進捗管理
事業担当課	〇〇課	・ 例) システムの調達、関連部署との調整、業務フローの検討
連携部署	××課	・ 例) 〇〇分野を所管
連携部署	××課	・ 例) 周知、広報を担当
連携部署	××課	

事業推進体制：関連事業者等を含む事業推進体制全体

■ 事業推進体制

記載例

※申請団体のみならず、各種システム事業者を含め、事業推進体制に参画する（予定を含む）各主体及び、申請事業を実施する上で協力・連携が不可欠である地域のステークホルダー全てについて体制図に記載するとともに、下欄に各主体の役割を具体的に記載すること。



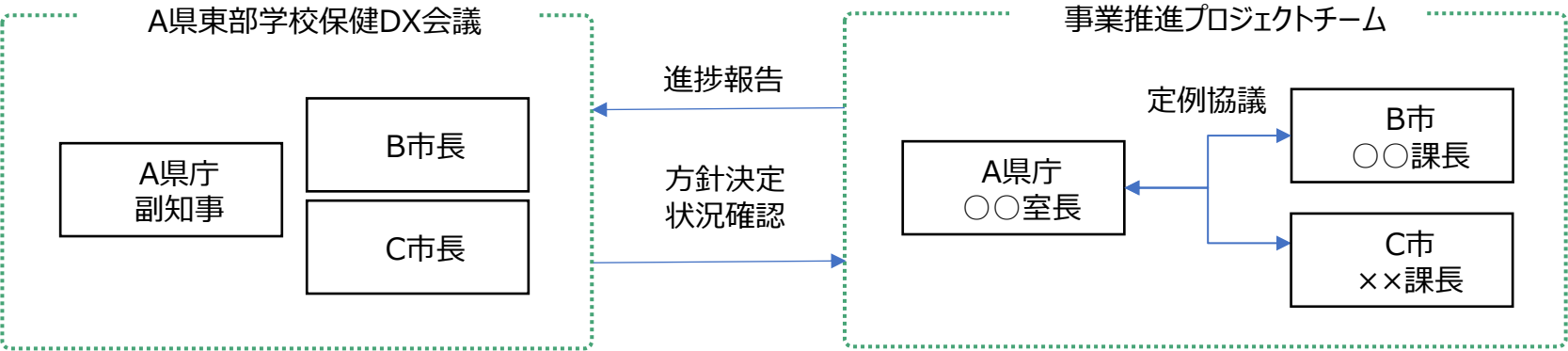
名称	役割	名称	役割
△△市	報告書作成をはじめとする事業全般の管理・統括業務、関係者調整等	学校	- 校務支援システムの導入 - PMH-Web及び校務支援システムを活用した手続の実施 - 業務効率化の検証（アンケートへの対応等）
〇〇会社	- 事業運営検討会の開催・運営 - 効果検証を含む事業報告書の作成	保護者	- デモデータを用いた手続の実施 - 検証への対応（アンケート対応等）
【国において対応】PMH-Web構築事業者	- PMH-Webの構築 - 各種仕様案、データ標準案等の作成	医療機関	- 医療機関システムの導入 - PMH-Web及び医療機関システムを活用した手続の実施 - 業務効率化の検証（アンケートへの対応等）
□□事業者	- 校務支援システムの導入支援 - 学校における検証への協力・支援 - 各種仕様案、データ標準案等の作成への協力	APPLIC	- 事業運営検討会への参加 - 各種仕様案等作成への協力
××事業者	- 医療機関システムの導入支援 - 医療機関における検証への協力・支援 - 各種仕様案、データ項目案等の作成への協力	地域の医師会	- 事業運営検討会への参加 - 各種仕様案等作成への協力

■ 自治体間の連携体制

記載例

■ 本事業に参加する自治体間の連携体制イメージ

※事業に参加する自治体間（※都道府県が参加する場合は都道府県も含む。）の連携体制について記載すること。
（前頁の「事業推進体制」に、自治体間の連携体制も含めて記載した場合には、その旨を明記すること。）



■ 複数の自治体による事業推進手法

※複数の自治体が連携し、合意形成・事業推進等を行っていくための工夫について記載すること。

- (例)
- ・複数の自治体が連携して事業推進するための会議体や組織体の詳細
 - ・当該会議体や組織体の構成員
 - ・会議の開催頻度等

■ 参加する校務支援システム事業者

- 「導入状況」においては、申請時点の当該企業の実績を記載してください。
- 「本事業への参加への同意の有無」については、申請時点における当該企業との調整状況を記載してください

会社名	〇〇株式会社（法人格を有するものが対象）
現に提供している校務支援システムの概要	※以下を満たすことが要件 ・パブリッククラウドベースの校務支援システムであること （なお、パブリッククラウドベースの校務支援システムの利用が難しい場合、オンプレミスペースの校務支援システムから中継サーバを介する方法やUSBの利用等により PMH-Webに連携する方法も可とする（ただし、評価においては劣後）。）
本事業への参加への同意の有無	
認証連携によりPMH-Webにシングルサインオンできるようにする予定の有無	・認証連携によりPMH-Webにシングルサインオンできるものとする予定であるか ※シングルサインオンできるものとする予定である場合、加点。 ※校務支援システムからのアクセスが難しい場合には、別端末（タブレット等）からアクセスする方法も可とする。

■ 参加する医療機関システム事業者

- 「導入状況」においては、申請時点の当該企業の実績を記載してください。
- 「本事業への参加への同意の有無」については、申請時点における当該企業との調整状況を記載してください

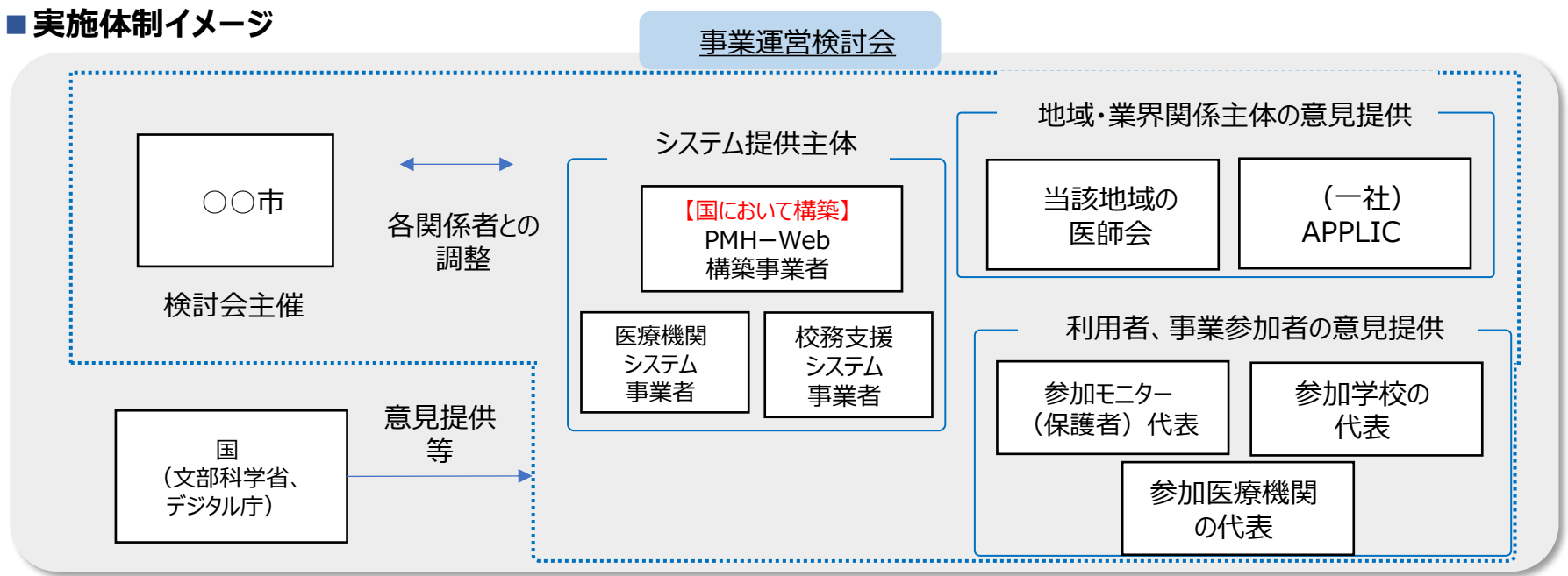
会社名	〇〇株式会社（法人格を有するものが対象）
現に提供している医療機関システムの概要	※以下を満たすことが要件 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン1.1版」に準拠したものであること 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠したものであること （母子保健アプリなど既存のPMH向け医療機関端末が参加医療機関に既に導入されている場合等には、その拡張による活用を想定。未導入の場合等には、PMH-Web側で入力・閲覧機能をすべて持つ形とし、医療機関に対してログイン可能なタブレットを貸与する形で国において対応することも検討。）
本事業への参加への同意の有無	

事業推進体制：事業運営検討会

■ 事業運営検討会の構成

記載例

■ 実施体制イメージ



※国（文部科学省、デジタル庁）、本事業に参加する事業者、学校の代表、医療機関の代表、参加モニター（保護者）の代表、地域の医師会、（一社）APPLIC等を含め、事業運営検討会の構成・各主体の役割等について記載すること。

■ 開催方法（開催頻度、開催形式等）

本事業運営検討会の開催頻度・形式・議論内容についての現時点想定を記載すること。
※（例）本事業運営検討会は、月に〇回のペースで開催予定（オンライン／対面開催等）であり、
〇月に〇〇について議論、〇月に〇〇について議論、〇月に取りまとめを行う予定である

■ 事業の進捗状況の公開内容・スケジュール等（HPでの公表等）

本事業の進捗状況・成果等は公開すること。そのスケジュール及び公開する内容について現時点想定を記載すること。
※（例）〇月頃に市のHP内に専用ページを作成し、取組内容、参加学校数等について報告予定。

事業内容：KPI【〇〇県□□市】

■ KPI必須項目①

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること

☐ 貴団体における本事業による効果検証として、参加モニターや参加施設・機関へのアンケート調査の実施等を通じて、以下に掲げるKPIの各項目について、計測を行うこと。

対象	項目	詳細項目	単位
参加施設 (学校)	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%
	ペーパーレスの実現	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される紙の枚数	合計 枚
参加機関 (医療機関)	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%
参加モニター	所要時間の削減	従来の紙を前提とした手続に比べて、PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続により削減される業務時間	合計 分
	利用満足度	PMH-Webを活用してオンライン・ワンスオンリー化された一連の手続に対する満足度	%
	ポータルを使いやすさ	PMH-Webのポータルとしての使いやすさに対する満足度	%

※所要時間については、アンケートに加えてタイムスタディも実施し、従来の手続に要する時間と比較すること

KPI独自項目

※複数自治体が連携して申請する場合、各自治体ごとにスライドを作成すること

- 前頁に定めるKPI必須項目以外に、有益な項目を貴団体独自に設定してください（任意・加点要件）。
- 貴団体における本事業のKPIを「設定目標値」に記載してください。
- 「設定目標値」の達成は、令和8年度末時点を想定しています。

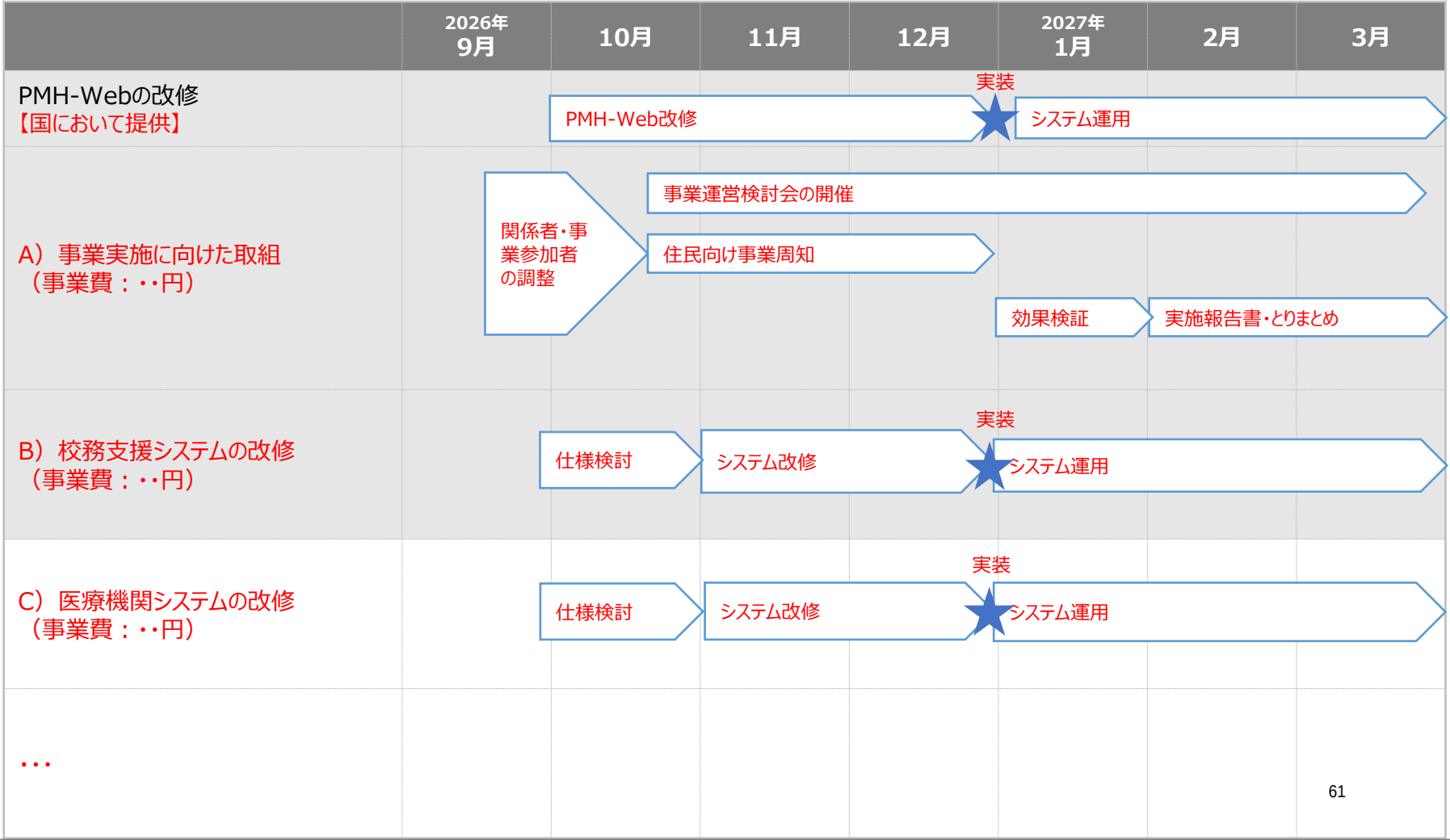
対象	項目	測定方法／事業成果等の計測に適する理由	設定目標値
		■ KPIの測定方法 XXXX ■ 事業成果等の計測に適する理由 XXXX	
		■ KPIの測定方法 XXXX ■ 事業成果等の計測に適する理由 XXXX	
		■ KPIの測定方法 XXXX ■ 事業成果等の計測に適する理由 XXXX	

事業計画（実装計画・運営計画）

■ 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール）

記載例

- ※仕様検討、入札、システム構築・テスト、実装、運用など、実装までの年度内スケジュール詳細を記載すること。
- ※各システムごとに行を分けてスケジュールを記載すること
- ※実装（システムリリース） タイミングに星印をつけること



■ 運営計画（KPI達成のための中長期スケジュール）

※令和9年度及び10年度においても、PMH-Webや校務支援システム等、本事業において活用した環境を用いて、実際の学校健診の場面等において、一連の手の続のオンライン・ワンスオンリー化に取り組む場合、運営計画を策定すること。

※事業に参加する学校・保護者・医療機関の増加に向けた取組や、サービス・業務改善のための取組等、サービス・業務を継続して提供していくための具体的取組について記載すること。

※3か年のKPI達成に向けた具体的なアクションが記載されていることが望ましい。

記載例

	2026年度	2027年度	2028年度
サービス・業務改善に向けた取組（システム改修等） （改修費：・・・円）	システム 実装・利用	利用者の意見を踏まえた必要なシステム改修等	
事業に参加する学校・保護者・医療機関の増加 （事業費：・・・円）	相談会等で周知	利用促進に向けたSNSや公式HP等を通じた周知	
		説明会	説明会
...			

国の取組に向けた協力

■ 国の取組に向けた協力

※本検証の成果を踏まえて、学校保健のDXに向けたデータ連携基盤の国における構築の必要性や、全国展開の可能性について検討することとしている。令和9年度以降の学校保健DXに係る国における取組について、想定される協力・取組内容を記載すること。

（例）

・令和9年度以降の国における検討に対する意見・情報提供 等

取組内容の
イメージ図があれば記載
（任意）